

「木造建築物の防・耐火設計マニュアル－大規模木造を中心として－」（第2版）における
「建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）」の追記について（令和3年12月）

本マニュアルは、平成27年6月の改正建築基準法施行後の平成29年3月に第一版が発刊されました。そのため、平成30年の「建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号、令和元年6月施行）」（以下、「平成30年改正」という。）については、現状、本マニュアルではそのすべてが反映されているものではありません。

反映されている内容とされていない内容の一例を挙げると以下のようになります。

[反映されている内容]

平成29年3月の第一版発刊時のマニュアルに記載された内容で、平成30年改正により変更のあつた点については、記述の訂正がされています。

たとえば、

- ・ 法第21条について 高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物
→高さ16mを超える建築物
- ・ 法第26条について 防火壁 → 防火壁又は防火床 など
が、それに当たります。

[反映されていない内容]

一方、平成30年改正のうち、「主要構造部を耐火構造とした建築物」と同等以上の安全性を有する「主要構造部を性能の高い準耐火構造とし、その他の措置を講じた建築物」である、火災時倒壊防止建築物（法第21条）や、延焼防止建築物（法第61条）については、新たな法令や告示として位置づけられましたが、本書（第2版）では記載されていません。

さらに、同様に新たに位置づけられた、延焼のおそれのある部分の範囲の合理化（令2国交告第197号）、防火区画単位の避難安全検証法の新設（令2国交告第509号）、天井が高い部屋の内装制限の合理化（令2国交告第251号）等についても、法令や告示等の新設により、設計自由度が向上していますが、本マニュアルには反映されていないため、該当法令や告示をご参照下さい。

「建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）」に関する国土交通省ホームページ
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000097.html